

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年12月10日

【会社名】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
(BPCE S.A.)

【代表者の役職氏名】 ローランド・シャボンネル
(Roland Charbonnel)
資金調達・投資家向け広報部門 取締役
(Director of Group Funding and Investor Relations
Department)

【本店の所在の場所】 フランス国パリ市75013ピエール・メンデ・フランス通り
50番地
(50 avenue Pierre Mendès-France
75013 Paris, France)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 大高 利通
同 出口 香央里

【連絡場所】 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03(6888)1000

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【届出の対象とした募集金額】 ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
第1回円貨社債(2012):50億円(予定)
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
第2回円貨社債(2012):50億円(予定)
ビー・ピー・シー・イー・エス・エー
第1回変動利付円貨社債(2012):50億円(予定)

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成24年11月28日付にて提出した有価証券届出書(平成24年12月5日付にて有価証券届出書の訂正届出書提出済み)(以下「本有価証券届出書」という。)の記載事項のうち、平成24年12月10日に社債の利率につき仮条件を提示することになり、また本有価証券届出書の記載事項のうち、一定の事項につき訂正の必要が生じたので、関係事項を下記のとおり訂正するため本訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 社債(短期社債を除く。)の募集

第二部 企業情報

第2 企業の概況

- 1 主要な経営指標等の推移

- 3 事業の内容

(3) グループBPCEの事業

- 7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第5 提出会社の状況

- 4 役員の状況

(1) 取締役会

3【訂正箇所】

訂正箇所には下線を付しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【社債(短期社債を除く。)の募集】

<訂正前>

(前略)

「第1回円貨社債」

第1回円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月上旬から12月中旬頃に決定される予定である。

銘柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第1回円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)% (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月20日および 12月20日(ただし最終の利払日 は2015年12月18日)(注4)	償還期限	2015年12月18日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

「第2回円貨社債」

第2回円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月上旬から12月中旬頃に決定される予定である。

銘柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第2回円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)% (年(未定)%~(未定)%を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月20日および 12月20日(注4)	償還期限	2017年12月20日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

「第1回変動利付円貨社債」

第1回変動利付円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月上旬から12月中旬頃に決定される予定である。

銘柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)

発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率(未定)%~(未定)%を加えた利率を仮条件とする。) (注3)
利払日	2015年9月20日までの毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日ならびに2015年12月18日(注4)	償還期限	2015年12月18日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、2012年12月上旬から12月中旬頃に提示される予定の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「第1回円貨社債」

第1回円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月中旬頃に決定される予定である。

銘柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第1回円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)% (年0.72%~1.22%を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月20日および 12月20日(ただし最終の利払日 は2015年12月18日)(注4)	償還期限	2015年12月18日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

「第2回円貨社債」

第2回円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月中旬頃に決定される予定である。

銘 柄	ピー・ピー・シー・イー・エス・エー第2回円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は 振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	年(未定)% (年0.78%~1.28%を 仮条件とする。)(注3)
利払日	毎年6月20日および 12月20日(注4)	償還期限	2017年12月20日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(中略)

「第1回変動利付円貨社債」

第1回変動利付円貨社債の未定事項または予定事項は2012年12月中旬頃に決定される予定である。

銘柄	ビー・ピー・シー・イー・エス・エー第1回変動利付円貨社債(2012)(注1)		
記名・無記名の別	該当なし	券面総額又は振替社債の総額	50億円(予定)(注2)
各社債の金額	1億円	発行価額の総額	50億円(予定)(注2)
発行価格	各社債の金額100円につき100円	利率(%)	(未定)(ロイターLIBOR01頁(下記「利息支払の方法」に定義する。)に表示されているロンドン銀行間市場における日本円の3か月預金のオファード・レートに年率0.55%~1.05%を加えた利率を仮条件とする。) (注3)
利払日	2015年9月20日までの毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日ならびに2015年12月18日(注4)	償還期限	2015年12月18日(注5)
募集の方法	一般募集	申込証拠金	なし
申込期間	2012年12月14日(注6)	払込期日	2012年12月20日(注7)
申込取扱場所	別項記載の各引受人の日本国内における本店および各支店		

(注1) 本社債には日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号、その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および振替機関(下記「振替機関」に定義する。)が随時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「振替機関業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

(注2) 上記の振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の仮条件に基づき本社債の需要状況把握のために本邦の機関投資家を中心に行われるブック・ビルディングの結果を勘案したうえで、本社債の条件決定日に決定される。したがって、最終的に決定され有価証券届出書の訂正届出書に記載される振替社債の総額および発行価額の総額は、上記の各総額と大きく相違する可能性がある。

(注3) 利率は、上記の仮条件に基づき需要状況を勘案したうえで、2012年12月中旬頃に決定される予定である。

(注4) 各利払日は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注5) 償還期限は、払込期日の変更に伴い変更される可能性がある。

(注6) 申込期間は、需要状況を勘案したうえで、最大1週間繰り下げられる可能性がある。

(注7) 払込期日は、申込期間の変更に伴い変更される可能性がある。

(後略)

第二部【企業情報】

第2【企業の概況】

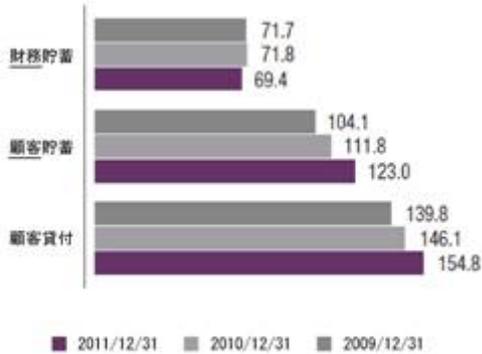
1【主要な経営指標等の推移】

<訂正前>

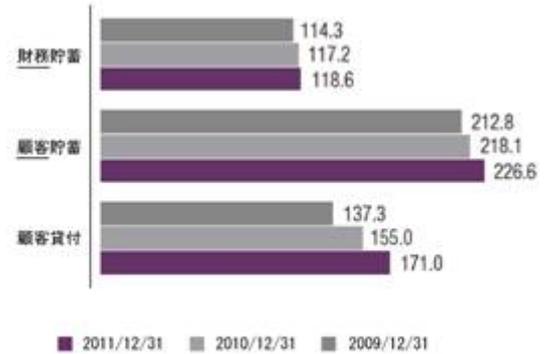
(前略)

ネットワークの活動

ポピュラー銀行 (単位:十億ユーロ)



ケス・デバーニュ(貯蓄銀行) (単位:十億ユーロ)



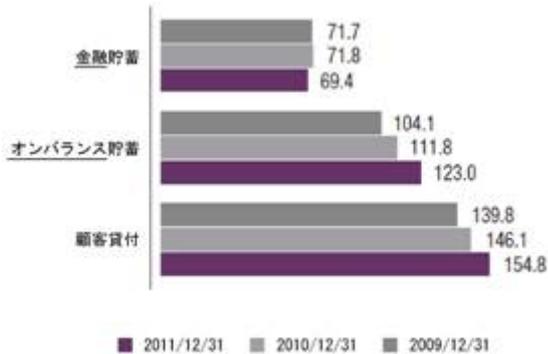
(後略)

<訂正後>

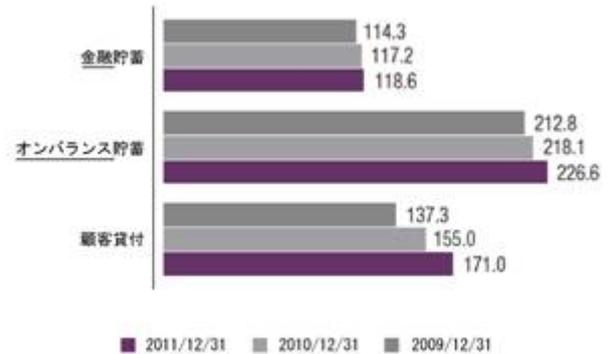
(前略)

ネットワークの活動

ポピュラー銀行 (単位:十億ユーロ)



ケス・デバーニュ(貯蓄銀行) (単位:十億ユーロ)



(後略)

3【事業の内容】

(3) グループBPCEの事業

< 訂正前 >

商業銀行業務および保険

ポピュラー銀行

19のポピュラー銀行

3.8百万人の協同組合の株主

3,336の支店

8.4百万人の顧客

192.5十億ユーロの顧客預金

154.8十億ユーロの顧客貸付金残高

(後 略)

< 訂正後 >

商業銀行業務および保険

ポピュラー銀行

19のポピュラー銀行

3.8百万人の協同組合の株主

3,336の支店

8.4百万人の顧客

192.5十億ユーロの顧客貯蓄

154.8十億ユーロの顧客貸付金残高

(後 略)

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

< 訂正前 >

(前 略)

(3) グループBPCE

(中 略)

商業銀行業務および保険

(中 略)

顧客の貯蓄額 (十億ユーロ)



(中 略)

リブレA貯蓄口座市場の開設にもかかわらず、顧客の貯蓄額はよく持ちこたえた。

顧客の貯蓄額は2010年12月31日以降3.0%増加し、2011年度末現在は345十億ユーロとなっている。

個人顧客の預金は、リブレA貯蓄口座市場の開設および金利低下に関する影響にかかわらずわずかに増加(2.3%増)した。規制対象住宅貯蓄は2.6%増加したが、要求払預金は4.2%減少した。金融貯蓄の業績は様々であり、生命保険商品には順調に資金が流入した(対前年度比では4.4%の残高増加)のに対して、ミューチュアル・ファンドへの投資は減少(16.5%減)した。

プロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客市場では、貯蓄額が7.3%増加した。すべてのセグメントにおいてオンバランス貯蓄への資金流入は堅調(特に要求払預金(12.6%増)および定期勘定(4.8%増))であった。個人顧客市場で顕著な金融貯蓄に関する傾向は、ミューチュアル・ファンドよりも生命保険が志向される環境においてプロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客セグメントでも見られる。

顧客の貯蓄額 (十億ユーロ)



(後 略)

< 訂正後 >

(前 略)

(3) グループBPCE

(中略)

商業銀行業務および保険

(中略)

顧客貯蓄（十億ユーロ）

(中略)

リブレA貯蓄口座市場の開設にもかかわらず、顧客の貯蓄額はよく持ちこたえた。

顧客貯蓄は2010年12月31日以降3.0%増加し、2011年度末現在は345十億ユーロとなっている。

個人顧客の預金は、リブレA貯蓄口座市場の開設および金利低下に関する影響にもかかわらずわずかに増加（2.3%増）した。規制対象住宅貯蓄は2.6%増加したが、要求払預金は4.2%減少した。金融貯蓄の業績は様々であり、生命保険商品には順調に資金が流入した（対前年度比では4.4%の残高増加）のに対して、ミューチュアル・ファンドへの投資は減少（16.5%減）した。

プロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客市場では、貯蓄額が7.3%増加した。すべてのセグメントにおいてオンバランス貯蓄への資金流入は堅調（特に要求払預金（12.6%増）および定期勘定（4.8%増））であった。個人顧客市場で顕著な金融貯蓄に関する傾向は、ミューチュアル・ファンドよりも生命保険が志向される環境においてプロ顧客、法人顧客および機関投資家顧客セグメントでも見られる。

顧客貯蓄（十億ユーロ）

(後略)

第5【提出会社の状況】

4【役員の状況】

(1) 取締役会

<訂正前>

(前略)

メンバー

(中略)

2011年9月19日以降

2011年8月4日、監査役会は、2011年9月19日を以てジャン＝リュック・ベルニユの辞職を有効とし、同2011年9月19日以降アンヌ・メルシエ＝ガレを最高人事責任者に任命することを決定した。

フランソワ・ペロール、取締役会会長

ニコラ・デュアメル、取締役会メンバー、最高財務責任者

オリビエ・クラン、取締役会メンバー、最高経営責任者 - 商業銀行および保険業務

フィリップ・クイーユ、取締役会メンバー、最高経営責任者 - 中央機関の再建に対するオペレーションおよび監督

アンヌ・メルシエ＝ガレ、取締役会メンバー、最高人事責任者

(後略)

<訂正後>

(前略)

メンバー

(中略)

2011年9月19日以降

2011年8月4日、監査役会は、2011年9月19日を以てジャン＝リュック・ベルニユの辞職を有効とし、同2011年9月19日以降アンヌ・メルシエ＝ガレを最高人事責任者に任命することを決定した。

フランソワ・ペロール、取締役会会長

ニコラ・デュアメル、取締役会メンバー、最高財務責任者(注1)

オリビエ・クラン、取締役会メンバー、最高経営責任者 - 商業銀行および保険業務(注2)

フィリップ・クイーユ、取締役会メンバー、最高経営責任者 - 中央機関の再建に対するオペレーションおよび監督(注3)

アンヌ・メルシエ＝ガレ、取締役会メンバー、最高人事責任者

(注1) 2012年11月30日付にて取締役会メンバー及び最高財務責任者を退任。同年12月1日付で、ダニエル・カリオティスが取締役会メンバー及び最高財務責任者に就任。

(注2) 2012年10月3日付にて取締役会メンバー及び最高経営責任者 - 商業銀行および保険業務を退任。同年12月1日付で、ジャン＝イブ・フォレルが取締役会メンバー及び最高経営責任者 - 商業銀行および保険業務に就任。

(注3) 2012年11月21日付にて取締役会メンバー及び最高経営責任者 - 中央機関の再建に対するオペレーションおよび監督を退任。

(後略)